

(資料 6)

第 3 次浅口市総合計画
【基本構想（素案）】

令和 8 年 8 月

第 I 部 総論

第1章 はじめに

1 計画策定の目的

本計画は、令和9年度から令和18年度までの10年間を計画期間とする、浅口市のまちづくりの最上位指針です。第2次浅口市総合計画の基本方針を継承し、市民一人ひとりが夢や希望を持ち、心豊かに挑戦できるまちづくりを目指します。

近年、人口減少や少子高齢化、市民ニーズの多様化・複雑化は一層進行しています。また、地球規模の課題として、気候変動やパンデミックなど、社会全体が直面する不確実性も高まっています。これらの社会情勢の変化に対応し、持続可能な地域社会を築くことが求められています。

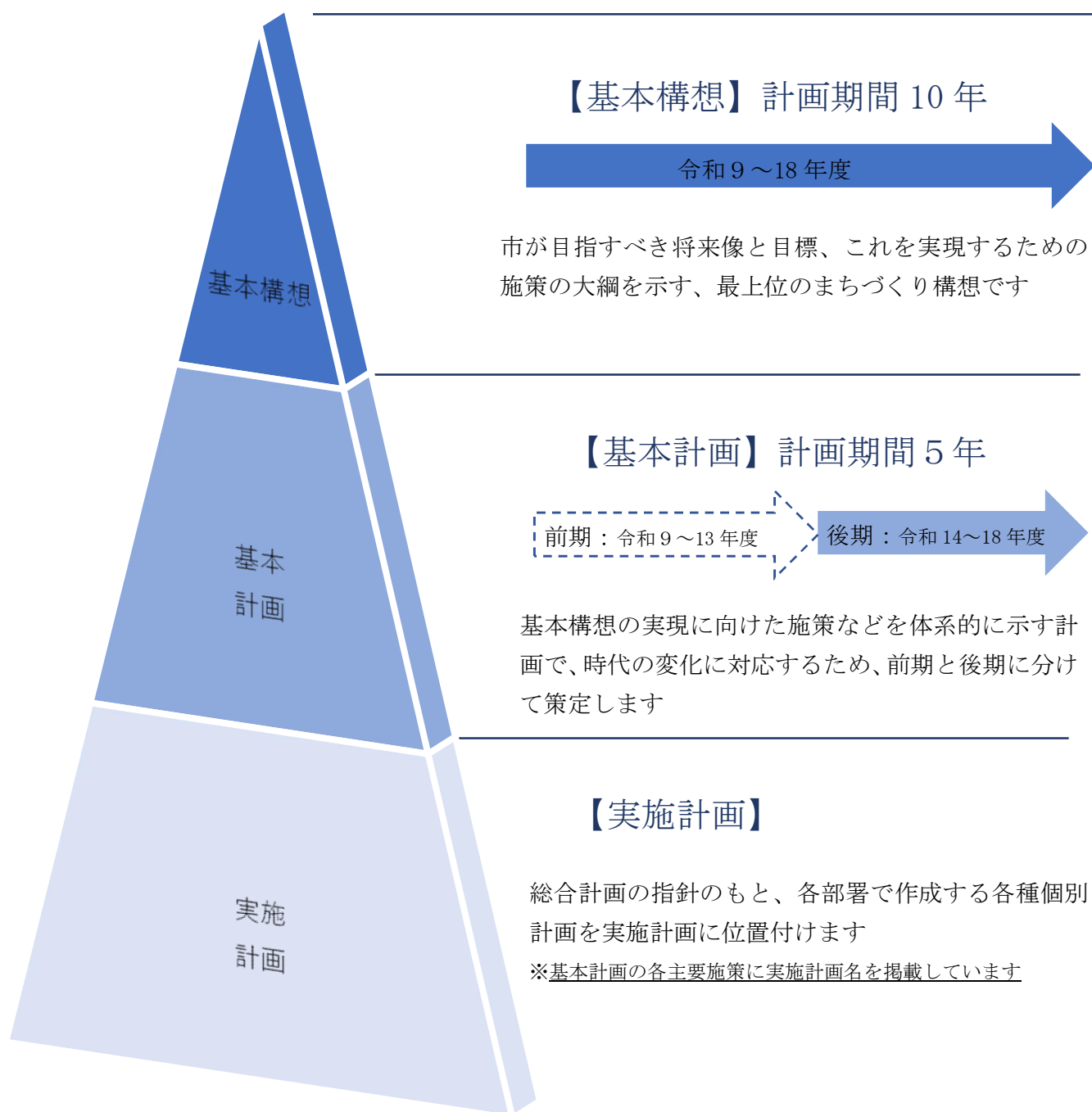
本計画では、まちづくりの最上位概念として Well-being（幸福・福祉）を位置付けます。市民が心身ともに健康で、生きがいややりがいを実感できる暮らしを重視し、その実現に向けた施策を推進します。あわせて、国際社会全体の共通目標である SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献するまちづくりを推進します。

この目的を達成するため、AI等のデジタル技術を積極的に活用し、市民サービスの利便性向上と行政運営の効率化を図ります。さらに、市民と行政がともに知恵を出し合う「協働のまちづくり」を深化させ、市民が計画策定や事業推進に主体的に参加できる機会を多様化します。

市民が地域の自然、歴史、文化、産業などの多様な資源と深く繋がり、地域内外との活発な交流を通じて、自分らしく活躍できる場を創出します。これらの取り組みを通じて、経済、社会、環境が調和した持続可能なまちづくりを実現し、次世代に豊かな浅口市を継承することを目指します。

2 計画の構成と期間

本計画は、基本構想・基本計画・実施計画で構成しています。



第2章 浅口市の地域特性

1 位置的・自然的特性

浅口市は、瀬戸内海に面した岡山県の西南部に位置しています。総面積は66.46平方キロメートルと県内で最もコンパクトな市でありながら、10km圏域には中核市の倉敷市、30～40km圏域には政令指定都市である岡山市や中核市の福山市が位置しており、都市部への良好なアクセス環境を有しています。市内中央部には、山陽自動車道や国道2号、JR山陽本線、山陽新幹線といった広域的な交通軸が東西を貫くように通っており、高い交通利便性を誇ります。地勢は、北部の遙照山系から南部の瀬戸内海まで変化に富んでいます。気候は瀬戸内海特有の温暖少雨な気候で年間を通じて過ごしやすく、豊かな自然環境と安定した生活基盤に恵まれた地域です。



2 歴史的・文化的特性

勅撰(ちよくせん)史書(ししょ)である「続日本(しよくにほん)紀(ぎ)」に記されている歴史ある地名「浅口(あさくち)」を継承している浅口市には、先人が築き上げてきた歴史と文化が息づいています。

古代の神功皇后や安倍晴明伝説が残されているほか、中世の鴨山城跡や市街地部に残る江戸時代や近代の町並みなどの歴史的建造物といった、地域の歴史と文化を伝える多くの文化遺産が残されています。

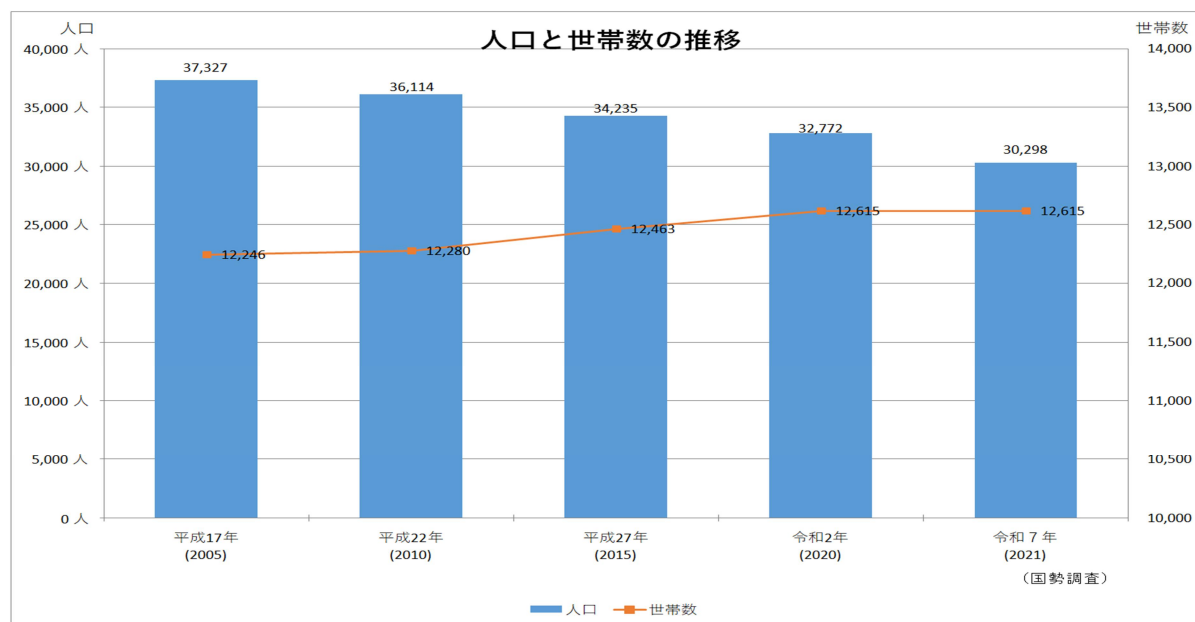
また、遙照山系から流れる清流と温暖少雨の気候風土は良質な小麦栽培及び製麺業に適しており、日本一の生産量を誇る手延べうどんなどに代表される当地の手延べ麺の歴史は、江戸時代から続いています。さらに、晴天率が高く大気が安定していることから、昭和35年に国立天文台が設置されたほか、平成30年(2018年)には東アジア最大級の口径を誇る京都大学の光学赤外線望遠鏡「せいめい望遠鏡」が観測を開始しています。

このように、浅口市の歴史と文化は、古(いにしえ)の伝承や伝統文化が息づく風土と、果てしない宇宙を見つめる最先端の科学技術が共鳴し、新たな価値を創造し続けています。悠久の歴史と未来への探求心が交差するこのまちは、次世代へと続く輝かしい未来を力強く描き出しています。

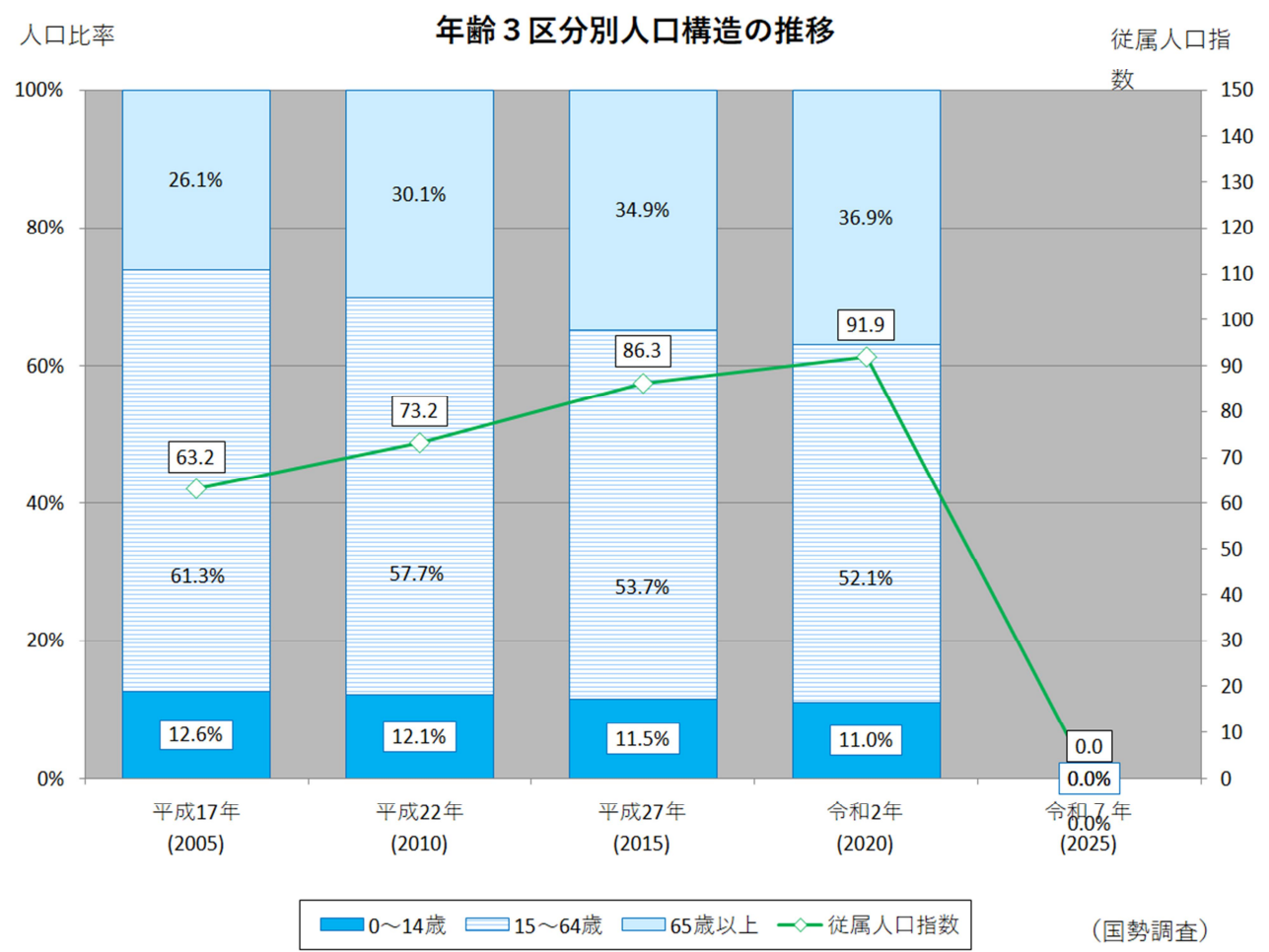
3 社会的・経済的特性

(1) 人口・世帯

浅口市の人口は平成18年(2006年)の誕生以降、一貫して減少しており、令和7年(2025年)には30,298人と平成17年(2005年)と比較し20年間で7,000人程度減少しています。一方で、世帯数については増加していますが、令和2年(2020年)と令和7年(2025年)は12,615世帯と同数であり、伸びは鈍化しています。



年齢3区分別人口の構成比の推移をみると、年少人口（0～14歳）は一貫して減少しており、平成17年（2005年）の12.6%から令和7年（2025年）には●%と20年間で●.●ポイントの減少となっています。一方で、老年人口（65歳以上）は一貫して増加しており、平成17年の26.1%から令和7年には●.●%と、20年間で●.●ポイントの増加となっていることから、少子高齢化が進行していることがわかります。また、従属人口指数※についても、平成17年（2005年）以降一貫して増加しており、令和7年（2025年）には●.●となっています。



人口・世帯数の状況						(単位：人、世帯)			
	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	増減率			
						H17⇒H22	H22⇒H27	H27⇒R2	R2⇒R7
人口総数	37,327	36,114	34,235	32,772	30,298	-3.2%	-5.2%	-4.3%	-7.5%
年少人口 (0～14歳)	4,700 12.6%	4,370 12.1%	3,915 11.5%	3,589 11.0%		-7.0%	-10.4%	-8.3%	
生産年齢人口 (15～64歳)	22,854 61.3%	20,845 57.7%	18,346 53.7%	17,005 52.1%		-8.8%	-12.0%	-7.3%	
老年人口 (65歳以上)	9,753 26.1%	10,882 30.1%	11,914 34.9%	12,047 36.9%		11.6%	9.5%	1.1%	
世帯数	12,246	12,280	12,463	12,615	12,615	0.3%	1.5%	1.2%	0.0%
一世帯当たり人員	3.05	2.94	2.75	2.60	2.40	-	-	-	-

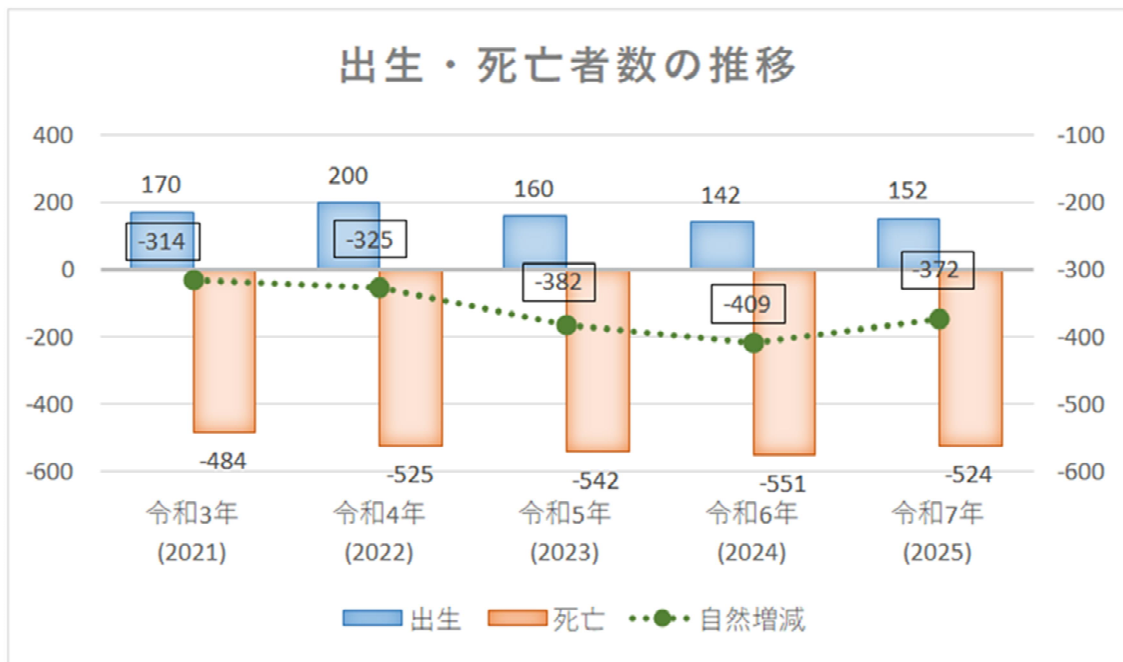
(国勢調査)

※人口総数には年齢不詳人口が含まれています。

※ 従属人口指数とは、生産年齢人口（15～64歳）に対する年少人口（0～14歳）、老年人口（65歳以上）の合計の比率で、働き手である生産年齢人口100人が年少人口と老年人口を何人支えているかを示すもの

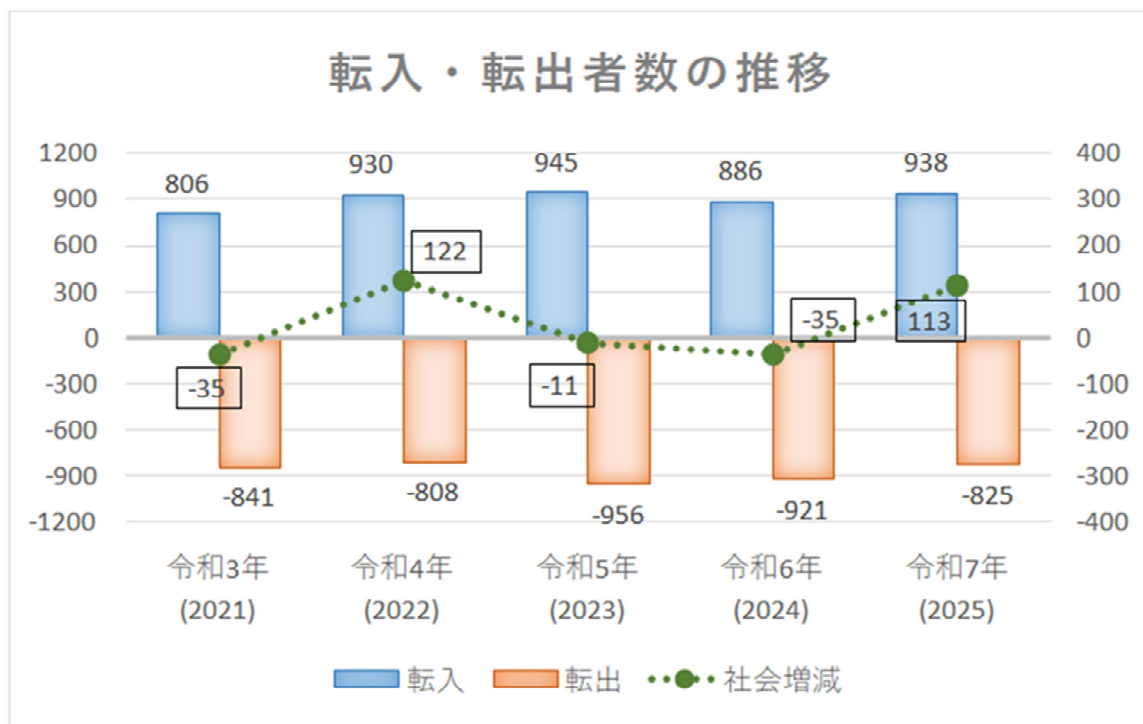
(2) 人口動態

出生・死亡者の推移については、5年間一貫して死亡数が出生数を大幅に上回り、自然減が続いています。減少幅は令和3年から令和6年まで年々拡大傾向にありましたが、令和7年は372人とやや縮小しました。全体として少子高齢化による人口の自然減少が顕著に表れています。



(総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」)

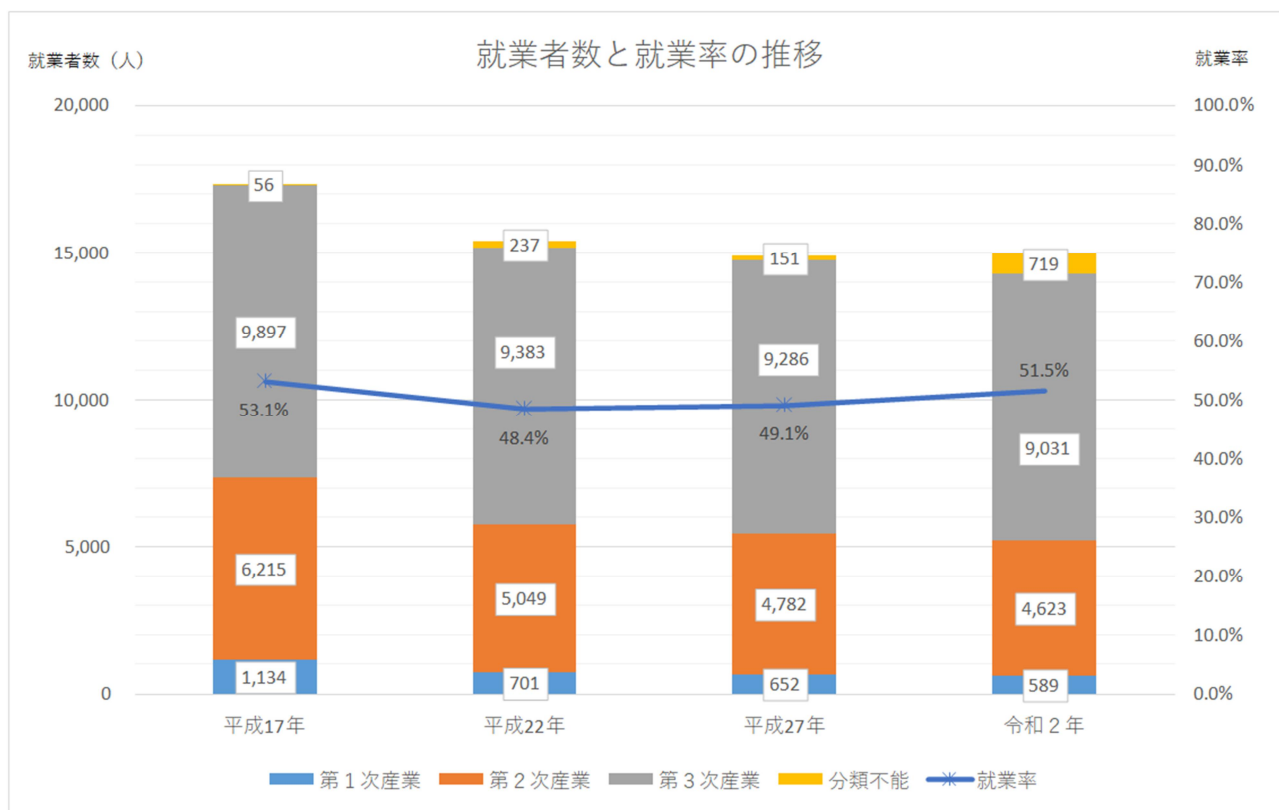
転入・転出者の推移については、年により増減が変動しています。令和4年(122人増)と令和7年(113人増)は転入が転出を上回り社会増となりました。令和3、5、6年は社会減ですが、減少幅は最大35人と小規模にとどまっており、一定の人口流入が維持されています。



(総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」)

(3) 産業

就業者数の推移をみると、平成17年(2005年)の17,302人から、令和2年(2020年)には14,962人と、15年間で13.5%の減少となっています。産業分類ごとの内訳をみると、第1次産業、第2次産業が一貫して減少しており、特に第1次産業については平成17年(2005年)の1,134人から令和2年(2020年)には589人と15年間で48.1%の減少となっています。また、第2次産業についても、平成17年(2005年)の6,215人から令和2年(2020年)には4,623人と15年間で25.6%の減少となっています。



	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年		平成17年⇒令和2年の変化率
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	
総就業者数	17,302	100.0%	15,370	100.0%	14,871	100.0%	14,962	100.0%	-13.5%
第1次産業	1,134	6.6%	701	4.6%	652	4.4%	589	3.9%	-48.1%
第2次産業	6,215	35.9%	5,049	32.8%	4,782	32.2%	4,623	30.9%	-25.6%
第3次産業	9,897	57.2%	9,383	61.0%	9,286	62.4%	9,031	60.4%	-8.8%
分類不能	56	0.3%	237	1.5%	151	1.0%	719	4.8%	1183.9%
15歳以上人口	32,607		31,727		30,260		29,052		-10.9%
就業率	53.1%		48.4%		49.1%		51.5%		—

(国勢調査)

※構成比は小数第二位を四捨五入しています

※就業率は15歳以上人口に占める就業者の割合

(4) 通勤・通学

令和2年(2020年)の市内常住の15歳以上の就業者・通学者17,185人についてみると、市内に通勤・通学している人は6,901人(40.16%)で、半数以上が市外へ通勤・通学しており、特に倉敷市が3,930人と全体の22.87%を占めています。

一方で、浅口市へ通勤・通学している他市町村常住の就業者・通学者についても、倉敷市から浅口市が2,495人と、最も多くなっています。

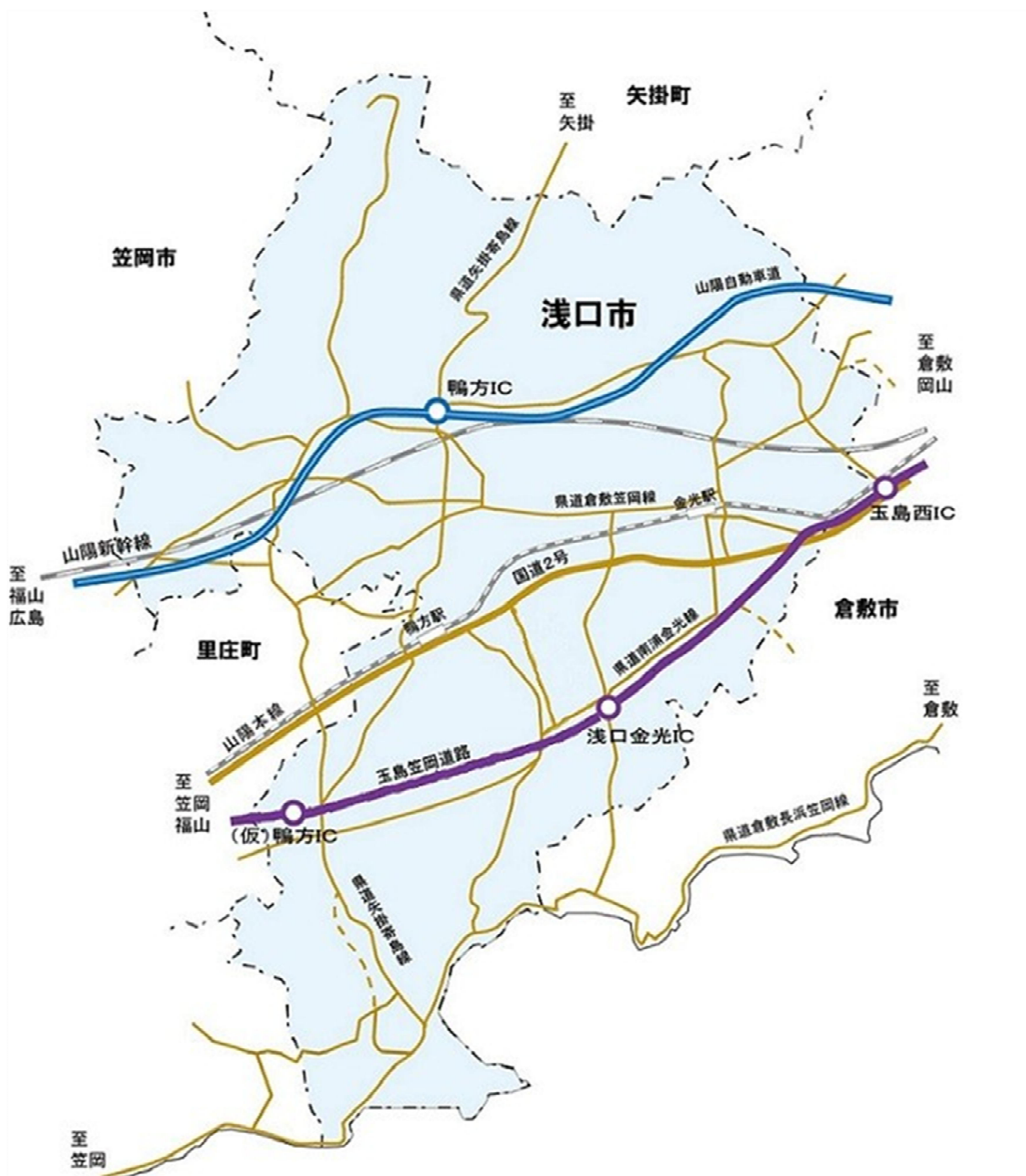
常住地及び従業通学地別の就業者・通学者の状況

(単位：人)													
			人口	常住就業者・ 通学者数 (従業通学地 不詳を含まない)	従業通学地(浅口市からの通勤・通学者が多い市町村を抽出)								
					県内								県外
					岡山市	倉敷市	笠岡市	井原市	総社市	浅口市	里庄町	矢掛町	福山市
常住地	県内	岡山市	724,691	392,435	324,433 (82.67)	19,078 (4.86)	304 (0.08)	132 (0.03)	3,641 (0.93)	339 (0.09)	82 (0.02)	100 (0.03)	850 (0.22)
		倉敷市	474,592	247,319	26,484 (10.71)	186,575 (75.44)	1,099 (0.44)	587 (0.24)	5,499 (2.22)	2,495 (1.01)	660 (0.27)	943 (0.38)	1,469 (0.59)
		笠岡市	46,088	23,181	788 (3.40)	1,293 (5.58)	12,423 (53.59)	1,093 (4.72)	78 (0.34)	1,088 (4.69)	915 (3.95)	409 (1.76)	4,275 (18.44)
		井原市	38,384	20,572	427 (2.08)	656 (3.19)	1,484 (7.21)	12,090 (58.77)	135 (0.66)	277 (1.35)	164 (0.80)	863 (4.20)	3,147 (15.30)
		総社市	69,030	37,957	5,598 (14.75)	7,405 (19.51)	106 (0.28)	151 (0.40)	19,852 (52.30)	121 (0.32)	35 (0.09)	254 (0.67)	98 (0.26)
		浅口市	32,772	17,185	1,117 (6.50)	3,930 (22.87)	1,527 (8.89)	303 (1.76)	152 (0.88)	6,901 (40.16)	951 (5.53)	245 (1.43)	827 (4.81)
		里庄町	10,950	6,101	346 (5.67)	731 (11.98)	1,179 (19.32)	151 (2.48)	32 (0.52)	645 (10.57)	2,045 (33.52)	76 (1.25)	548 (8.98)
		矢掛町	13,414	6,914	354 (5.12)	1,019 (14.74)	448 (6.48)	677 (9.79)	241 (3.49)	180 (2.60)	89 (1.29)	3,327 (48.12)	254 (3.67)
	県外	福山市	460,930	249,383	1,579 (0.63)	1,471 (0.59)	3,745 (1.50)	2,405 (0.96)	95 (0.04)	692 (0.28)	305 (0.12)	137 (0.05)	204,792 (82.12)
(国勢調査(令和2年))													

(5) 道路・交通体系

浅口市の中心部には、広域交通を担う幹線道路である山陽自動車道と国道2号が通っており、山陽自動車道の鴨方IC（インターチェンジ）は市街地からほど近い場所にあります。国道2号玉島笠岡道路は、浅口金光IC～笠岡東IC間の供用開始により、市内のIC機能がさらに充実し、広域交通アクセスが飛躍的に向上しました。その他の幹線道路として、東西には市中央部を県道倉敷笠岡線が、沿岸部には県道倉敷長浜笠岡線が横断し、南北には矢掛町から沿岸部まで県道矢掛寄島線が縦断しています。また、国道2号玉島笠岡道路の連絡道である県道南浦金光線や、都市計画道路川手鴻之巣線の一部も開通し、市内の円滑な道路網が形成されています。

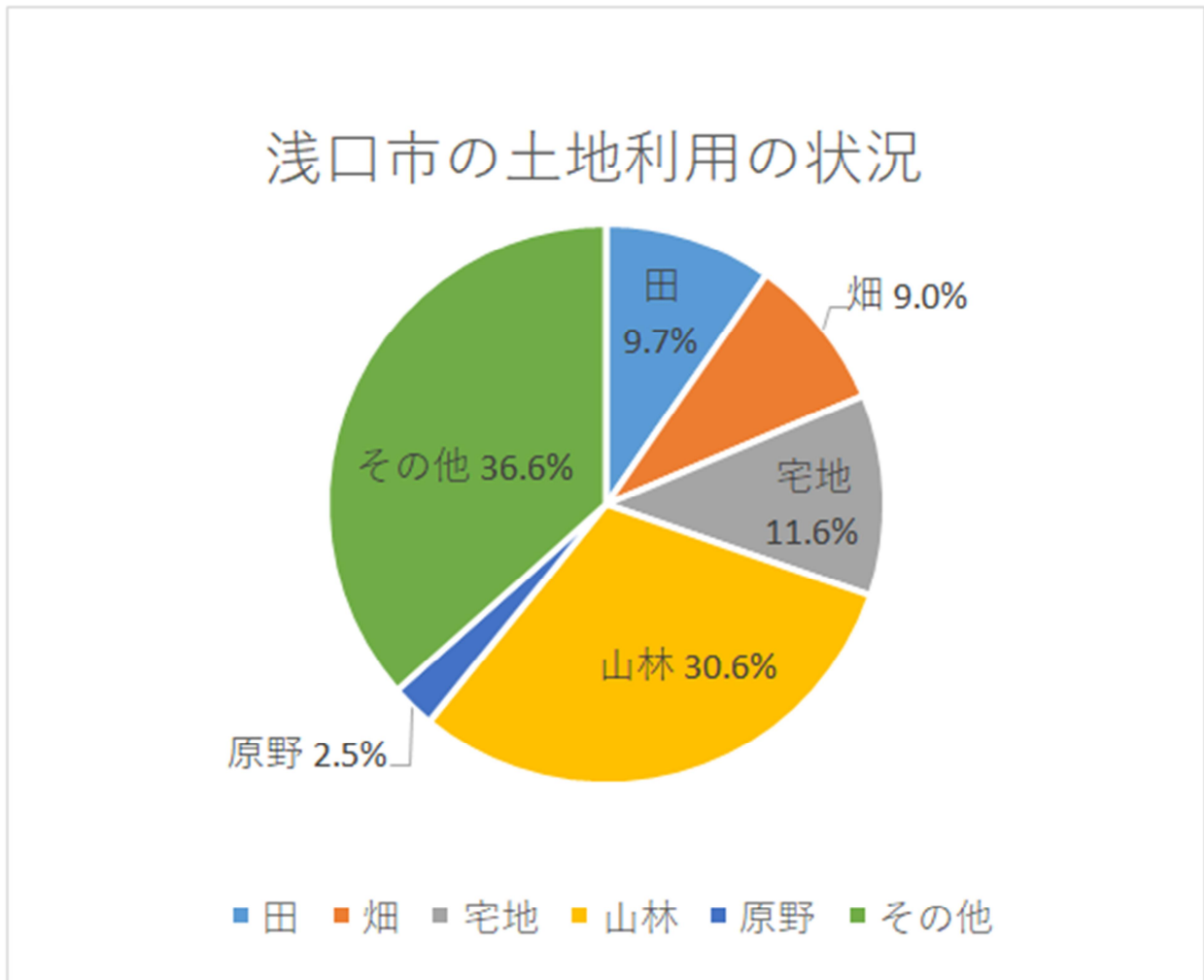
こうした道路網に加え、JR山陽本線が中心部を東西に走り、金光駅・鴨方駅の2つの鉄道駅を有しています。駅南口等の周辺整備により交通結節点としての機能も向上し、交通利便性の高いまちとなっています。さらに、市内の各拠点や集落間を結ぶ市営バス「浅口ふれあい号」が運行し、地域住民の足として重要な役割を担っています。



（６）土地利用

浅口市の令和 7 年(2025 年)の土地利用の状況をみると、「田」「畑」「宅地」がそれぞれ 10%程度となっている一方で、「山林」が 30.6%を占めており、遙照山系をはじめとする、自然環境に恵まれた緑豊かな地域特性を表しています。

平成 27 年(2015 年) から令和 7 年(2025 年)の土地利用状況では、田・畑が減り、宅地や山林が増えていることがわかります。



	田		畑		宅地		山林		原野		その他		合計
	H27	R 7	H27	R 7	H27	R 7	H27	R 7	H27	R 7	H27	R 7	
面積 (ha)	696	644	654	595	734	773	1,926	2,035	189	169	2,447	2,430	6,646
構成比	10.5%	9.7%	9.8%	9.0%	11.0%	11.6%	29.0%	30.6%	2.8%	2.5%	36.8%	36.6%	100.0%
変化率 (H27→R7)	-0.8%		-0.9%		0.6%		1.6%		-0.3%		-0.3%		—

(土地に関する概要調書(平成 27 年・令和 7 年))

※その他(雑種地、公衆用道路、河川、池沼、鉄軌道など)

第3章 まちづくりの課題

1 主要な課題

(1)人口問題への対応

近年、多くの地方都市が直面している共通の課題として「人口減少」と「少子高齢化」が挙げられます。本市においても、出生率の低下や若年層の都市部への流出が進行しており、総人口が減少傾向にあることが明らかです。また、65歳以上の高齢者人口の割合が増加しており、高齢化率は今後さらに高まると予測されています。このような人口構造の変化は、地域社会の活力低下や経済基盤の弱体化につながる可能性があり、緊急かつ包括的な対応が求められる状況となっています。

少子高齢化の進行は、公共サービスの需要が変化することを意味します。たとえば、子育て支援の充実や若い世代の定住促進に向けた施策が必要である一方、高齢者向けの福祉サービスや医療体制の強化も不可欠となります。また、労働人口の減少による経済活動の停滞や税収の減少は、市の財政運営に重大な影響を及ぼすリスクを伴います。

こうした課題を乗り越え、持続可能なまちづくりを実現するためには、若い世代が地域で暮らしたいと思える環境づくりと、全世代が安心して生活できる支援体制を整えることが重要です。

人口減少・少子高齢化への対応を最優先課題と位置付け、地域の未来を見据えた施策を全力で進めていく必要があります。

(2)安心・安全なまちづくり

急激に変化する社会情勢や自然災害の頻発に伴い、防災・防犯対策の重要性がますます高まっています。また、高度成長期に整備されたインフラが老朽化を迎え、これらの適切な維持・更新が喫緊の課題となっています。これらのリスクは、市民の安全や安心だけでなく、街の魅力や持続可能性にも大きな影響を与えるため、必要な対策を迅速かつ計画的に進めることが求められています。

防災面では、大雨や地震などの自然災害への備えが課題となっています。気候変動に伴い、災害の規模や頻度が増している昨今、堤防や排水施設の機能強化、避難所の整備、早期警戒体制の構築などが必要不可欠です。また、市民の防災意識を高めるための啓発活動や、地域コミュニティを中心とした協力体制の強化も重要です。一方、犯罪の防止においては、街路灯や防犯カメラの適切な設置、地域の見守り活動の推進など、市民が安心して暮らせる環境づくりが急務です。

さらに、インフラ老朽化の問題は、道路や橋梁、上下水道など、生活基盤に深刻な影響を及ぼす懸念があります。施設の老朽化が進む中で、それらの維持管理を怠れば、災害発生時に機能を果たせないばかりか、安全性を損なうリスクがあります。そのため、定期的な点検や修繕計画の策定、新たな技術を取り入れた効率的な更新が求められています。一時的な対応ではなく、将来的なコスト削減を視野に入れた持続可能なインフラ管理が必要です。

(3)地域コミュニティの維持

地域コミュニティは、市民が助け合い、支え合いながら安心して暮らせる社会を形成する上で欠かせない存在です。しかし、近年ではライフスタイルの多様化や人口構成の変化、地域間のつながりの希薄化により、コミュニティの維持が困難な状況となっています。この課題は、災害時の助け合いや高齢者の見守りといった地域の機能に影響を与えるだけでなく、地域の活力や住民間の絆にも深く関わる重要なテーマです。

特に、人口減少や高齢化に伴う過疎化が進む本市では、担い手の減少が課題となっています。自治会や町内会などの活動が縮小するだけでなく、地域行事や伝統文化の継承が難しくなるなど、地域のアイデンティティが次第に弱まる懸念があります。一方で、移住者の増加や働き方の多様化により、住民間の交流の場が減少し、互いの顔が見えにくい状況が生じています。このように、地域コミュニティの維持・活性化は、地域での共通の課題となっています。

また、災害時や緊急時においては、地域内での迅速な情報共有や支援の連携が求められますが、コミュニティの機能が弱体化すると、こうした危機対応力の低下につながります。また、高齢者や子育て世代への支援、弱者の孤立を防ぐ取り組みも、地域の絆が強いほど効果的に進めることができます。そのため、地域コミュニティの維持は、市民が安心して暮らせる街づくりの基盤であり、地域の持続可能性を確保する上で欠かせない要素といえます。

地域コミュニティの維持・強化をまちづくりの重要な課題として位置付け、世代や背景の異なる住民が交流できる機会の創出や、地域活動への参加促進を目指した施策を展開する必要があります。

(4)厳しい行財政運営

市の行財政運営は、市民が安心して暮らせる環境を維持し、地域の発展を支えるための基盤であり、その健全性と持続可能性を確保することは極めて重要な課題です。しかし近年、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、税収の伸び悩みや歳入の減少が見込まれる一方で、福祉・医療費をはじめとする歳出は増加傾向にあります。このような状況の中で中長期的な財政バランスを保ちつつ、必要な公共サービスを提供していくことは、ますます困難になっています。

加えて、公共施設やインフラの老朽化への対応も大きな課題です。これらの整備を怠れば、市民生活に支障が生じるだけでなく、市の魅力や活力を低下させる要因となりかねません。一方で、限られた財源の中でいかに効率的かつ効果的な維持管理を行うかが問われており、施設の統廃合や運営方法の見直しも必要になっています。

さらに、行政サービスへの住民のニーズが多様化・高度化する中で、限られた予算の範囲内でこれらの要望に応じていくには、従来の行政運営の枠組みにとらわれない柔軟な発想や構造改革が求められます。同時に、市民との協働や企業・団体との連携を強化し、新たな資源を活用することで、持続可能性を高める取り組みを進める必要があります。

2 課題解決に向けた重要な視点

(1) 浅口市の強みを生かした行政運営

本市が誇る瀬戸内海の穏やかな海や緑豊かな山々といった恵まれた自然環境、古くから培われてきた歴史文化、そして県内外の主要都市へとつながる良好な交通アクセスなど、浅口市が持つポテンシャルは極めて大きなものです。特に、国内有数の天体観測施設を有する天文・宇宙関連施設に象徴される「天文のまち」としてのアイデンティティや、手延べ麺、地酒、植木といった伝統ある特産品などの独自の「強み」を最大限に活用していくことが重要です。今後は、これら多様な地域資源を単独で発信するだけでなく、観光、産業、教育などの分野を横断的に結びつけて新たなストーリーを紡ぐことで、本市ならではの高い付加価値を創出します。地域の魅力をさらに磨き上げ、市民の誇りや愛着（シビックプライド）を深めるとともに、地域経済の活性化や定住・交流・関係人口の持続的な拡大につなげていきます。

(2) 市民一人ひとりの多様な幸せ(Well-being)の追求

人口減少や少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化など、社会環境が大きく変化する中においては、市民一人ひとりが心身ともに健康で、豊かさや生きがいを感じられる「Well-being（ウェルビーイング＝多様な幸せ）」の視点が極めて重要となります。

多様な価値観を互いに尊重し合うとともに、地域における人と人とのつながりや世代を超えた支え合いを深め、持続可能な地域コミュニティを維持していくことが求められます。誰もが孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる誰一人取り残さない社会を構築し、市民の幸福感の向上を最優先としたまちづくりを推進します。

(3) デジタル技術の活用

人口減少に伴う労働力不足や、激甚化する災害、老朽化する公共インフラへの対応、そして持続可能な行財政運営を実現するためには、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進が不可欠です。デジタル技術やデータを最大限に活用し、市民サービスの利便性向上や行政業務の徹底した効率化を図るとともに、スマート防災の推進やインフラ管理の高度化など、地域課題の解決に向けた新たな仕組みを創出します。情報格差に配慮し「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指しながら、限られた経営資源で最大の効果を生み出す、次世代型の持続可能なまちづくりを展開します。

(4) 自治体間及び官民連携等の推進

人口減少や少子高齢化の進行、急速なデジタル化など、本市を取り巻く社会環境は大きく変化しており、地域課題はますます複雑化・多様化しています。これに対し、限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）のみでの的確に対応し続けることは困難です。そのため、生活圏を共有する近隣自治体との広域的な連携ネットワークをより一層深め、スケールメリットを生かした効率的で持続可能な行政サービス体制の維持・確保を目指します。

あわせて、行政の枠組みだけでは生み出せない価値を創出するため、民間企業や大学、NPO、地域コミュニティ等の多様な主体との協働・共創を積極的に推進します。民間が持つ専門的なノウ

ハウや最新の技術、柔軟かつ斬新な発想を市政に広く取り入れることで、スピード感をもった効果的な課題解決と、次世代を見据えた持続可能な地域づくりを図ります。

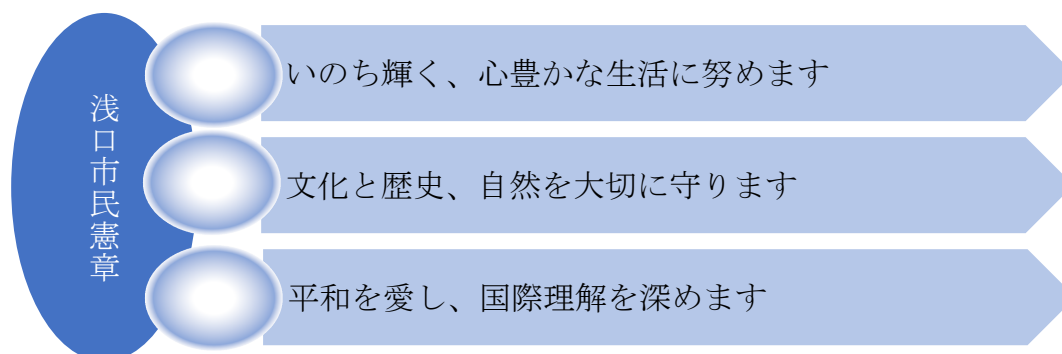
第Ⅱ部 基本構想

第1章 基本構想の概要

1 まちづくりの理念

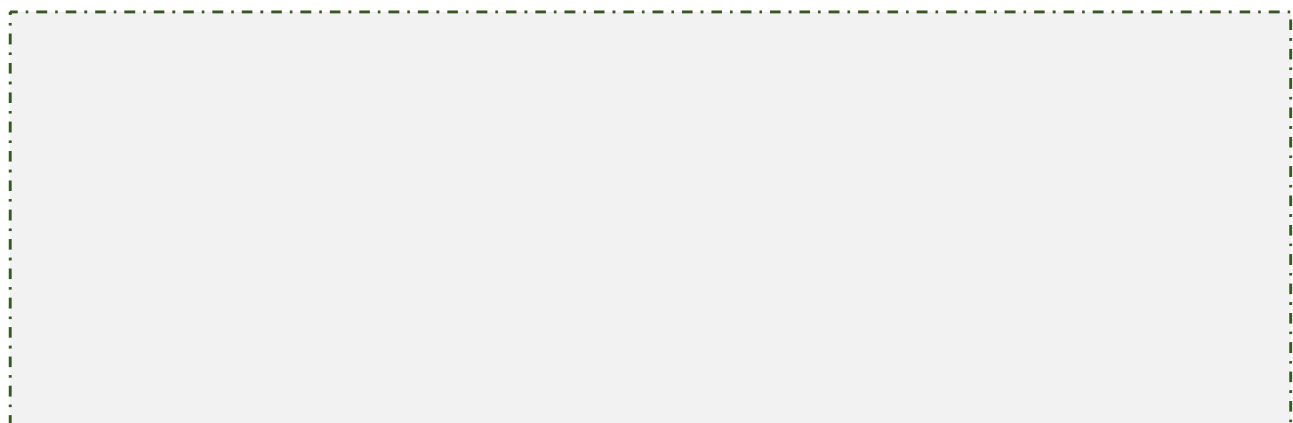
市民がふるさと浅口市への愛着を持つこと、明るく住みよいまちづくりを進めていくことを目的に、市制施行10年を迎えた平成28年4月23日、浅口市民憲章を制定しました。

市民憲章の文言の主語はすべて「市民」であり、市民がこの憲章を実現できるよう努めることを、第3次浅口市総合計画ではまちづくりの理念として設定します。



2 将来像

浅口市民憲章や本市の特性、課題などを踏まえ、10年後のまちの姿と市民の生活を以下のように構想しています。（※令和8年度時点）



3 将来人口

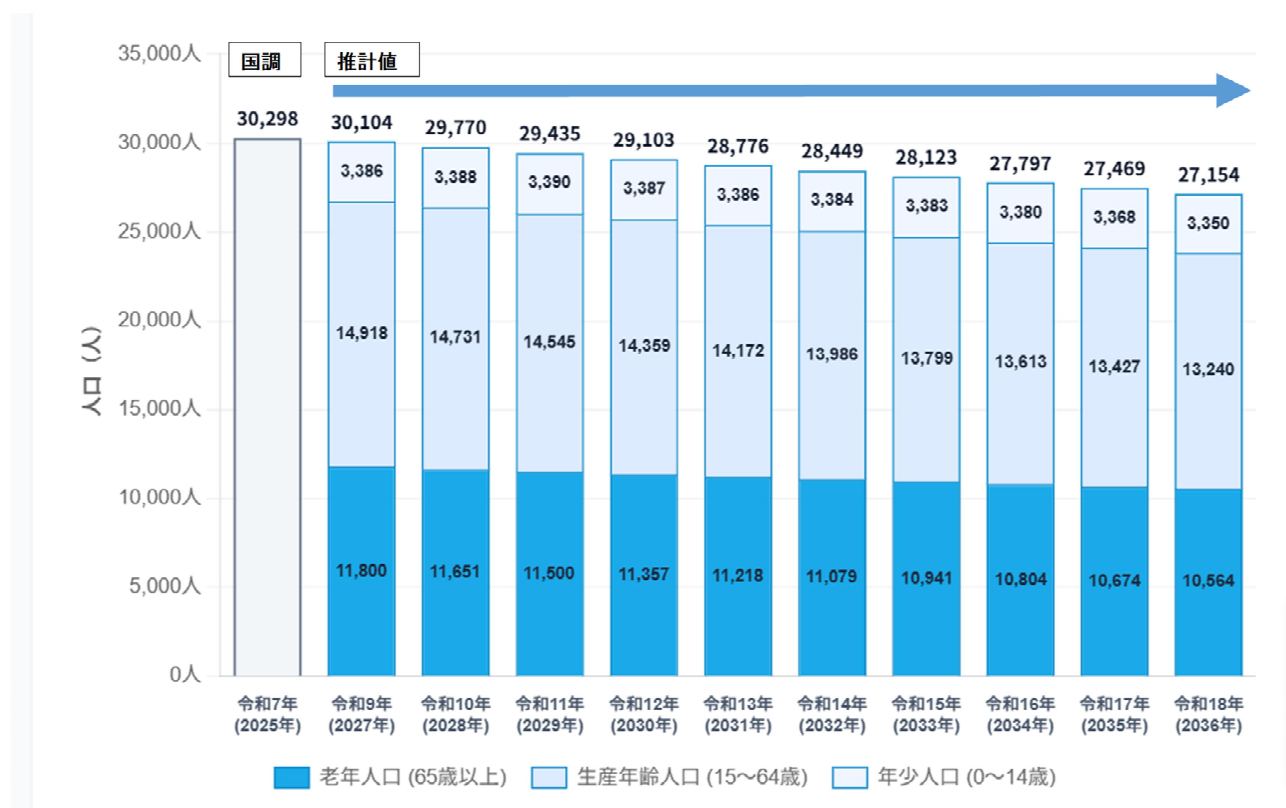
国勢調査に基づくデータによると、本市の人口は減少傾向が続いています。

本計画の将来人口の設定においては、令和2年度（2020年度）に改訂した浅口市人口ビジョンにおける長期的な目標人口（戦略人口¹）を踏まえ、計画目標年となる令和18年度の総人口を

約 27,500 人 と設定します。

また、計画の中間年となる令和13年度（2031年度）の総人口は29,000人と設定します。

浅口市人口ビジョンにおける目標人口



※令和7年（国勢調査）、令和9年～令和18年（浅口市人口ビジョン）

¹戦略人口とは、今後の戦略的取り組みを想定した場合に見込まれる将来人口を指すもの

第2章 施策の大綱

1 施策の体系

将来像である「●●●●」の実現に向けて、8つの政策を掲げ、これに連なる31の主要施策を推進していきます。

将来像	政策	主要施策
	1 地域資源を活かし、新たな価値を創出する産業の振興	1 豊かな自然と資源を活かした農林漁業の振興 2 未来をひらく工業の発展と地域を支える産業の育成 3 楽しさと活気にあふれる商業の振興 4 新たな価値を創出する挑戦への支援による地域経済の活性化
	2 地域の魅力を活かした観光と選ばれるまちづくり	1 豊かな自然と歴史・文化を活かした魅力ある観光の振興 2 誰もが笑顔で暮らせる移住・定住の促進
	3 誰もが心豊かに支え合う地域共生社会の実現	1 健やかな暮らしと安心の保健・医療体制 2 市民相互に支え合う地域福祉の充実 3 未来を育む、安心して子育てできる環境づくり 4 生きがいを持って暮らせる高齢者福祉の充実 5 互いを尊重し、ともに生きる障害者福祉の充実
	4 夢を育み、未来へつなぐ教育と文化が息づくまちづくり	1 未来を担う子どもたちへの教育の充実 2 豊かな人生を育む生涯学習の充実 3 健康と交流を育むスポーツ活動の推進 4 歴史と芸術を未来へつなぐ文化の振興 5 多様な文化を学び合う国際交流の促進
	5 豊かな環境の継承と災害に強い安心・安全なまちづくり	1 自然を守り、未来へつなぐ環境保全 2 限りある資源を大切に持続可能な社会の形成 3 災害に強い地域で支え合う防災体制の構築 4 自然災害から市民を守るための防災対策の強化 5 誰もが安心して暮らせる安全な地域づくり
	6 快適な暮らしと未来を支える都市・生活基盤の充実	1 未来を見据えた持続可能な土地利用の推進 2 快適で活力ある市街地と拠点機能の整備 3 円滑な生活と交流を支える道路交通基盤の充実 4 利便性の高い公共交通の実現 5 豊かさと安心を感じる快適な住環境づくり 6 暮らしを支える安全で持続可能な上・下水道の推進
	7 多様性を尊重する市民が主役のまちづくり	1 市民の力でまちを動かす、参加と協働の推進 2 誰もが活躍できる多様性社会の実現
	8 未来を見据え、市民のために進化する行財政運営	1 透明性と効率性を高める行政機構の推進 2 持続可能な未来を築く健全で戦略的な財政運営

2 政策の考え方

(1) 地域資源を活かし、新たな価値を創出する産業の振興

産業の振興は、地域経済の活性化の要であるとともに、人口減少問題に対応するための雇用創出の鍵となります。豊かな自然と資源を活かした農林漁業、地域を支え雇用を生み出す工業、そして、楽しさとにぎわいを創出する商業の各分野において、魅力の向上と振興を図ります。

さらに、起業や多様な産業間連携など、新たな価値を創出する挑戦を支援し、持続的で活力ある地域経済の実現を目指します。

主要施策

- 1 豊かな自然と資源を活かした農林漁業の振興
- 2 未来をひらく工業の発展と地域を支える産業の育成
- 3 楽しさと活気にあふれる商業の振興
- 4 新たな価値を創出する挑戦への支援による地域経済の活性化

(2) 地域の魅力を活かした観光と選ばれるまちづくり

地域の活力を維持し、将来にわたる人口を確保するためには、新しい人の流れをつくり出す戦略的なプロモーションが不可欠です。本市の豊かな自然や歴史・文化といった地域資源や観光施設などにさらに磨きをかけ、地域の個性ある魅力を広く発信します。あわせて、誰もが笑顔で暮らせるよう、移住・定住の希望を実現しやすい支援体制や仕組みづくりを進めるとともに、地域における郷土愛の醸成を図ることで、新たな交流人口の拡大と定住の促進を力強く目指します。

主要施策

- 1 豊かな自然と歴史・文化を活かした魅力ある観光の振興
- 2 誰もが笑顔で暮らせる移住・定住の促進

(3) 誰もが心豊かに支え合う地域共生社会の実現

少子高齢化の進展に伴い社会保障制度が変化する中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、保健・医療・福祉に関する公的サービスの充実と、市民一人ひとりの健康づくりが重要です。安心して子育てできる環境づくりをはじめ、高齢者が生きがいを持てる支援、互いを尊重しともに生きる障害者福祉を充実させます。

さらに、自助・共助・公助の役割を明確にしながら、市民相互に支え合う地域福祉の仕組みを構築し、誰もが健やかに暮らせる地域社会を実現します。

主要 施策	1 健やかな暮らしと安心の保健・医療体制
	2 市民相互に支え合う地域福祉の充実
	3 未来を育む、安心して子育てできる環境づくり
	4 生きがいを持って暮らせる高齢者福祉の充実
	5 互いを尊重し、ともに生きる障害者福祉の充実

(4) 夢を育み、未来へつなぐ教育と文化が息づくまちづくり

豊かな暮らしを営むためには、経済的な充足に加えて、心の豊かさを育むことが重要です。次代を担う子どもたちが明るい未来を描けるよう、教育環境や設備を充実させて学力の向上を図り、学校・家庭・地域の連携により、学ぶ意欲と「生きる力」を備えた人材の育成を推進します。

あわせて、豊かな人生に資する生涯学習の充実をはじめ、健康や交流を育むスポーツ活動、未来へつなぐ歴史・文化・芸術の振興、多様性を学び合う国際交流を促進し、心豊かな地域社会の実現を目指します。

主要 施策	1 未来を担う子どもたちへの教育の充実
	2 豊かな人生を育む生涯学習の充実
	3 健康と交流を育むスポーツ活動の推進
	4 歴史と芸術を未来へつなぐ文化の振興
	5 多様な文化を学び合う国際交流の促進

(5) 豊かな環境の継承と災害に強い安心・安全なまちづくり

海・山・川といった本市の大きな魅力である豊かな自然環境の保全や、省資源・省エネルギーへの意識向上に向けた啓発、適正なごみ処理を推進します。また、近年激甚化する自然災害の脅威に対し、南海トラフ巨大地震なども見据えたハード・ソフト両面での防災・減災対策を早急に強化します。さらに、地域で助け合える共助の防災体制の構築や、防犯・交通安全対策を進め、誰もが安心・安全に暮らせる強靱なまちづくりを実現します。

主要 施策	1 自然を守り、未来へつなぐ環境保全
	2 限りある資源を大切にした持続可能な社会の形成
	3 災害に強い地域で支え合う防災体制の構築
	4 自然災害から市民を守るための防災対策の強化
	5 誰もが安心して暮らせる安全な地域づくり

(6) 快適な暮らしと未来を支える都市・生活基盤の充実

海と緑に囲まれた固有の自然環境の保全・活用を基本としつつ、日々の生活の利便性向上や産業の活性化、人の流れの創出に資する都市基盤の整備を進めます。本市の規模や実情に適合した道路網の充実と、利便性の高い公共交通体系の確保を図るとともに、市民生活に欠かせない上下水道などのライフラインを適切に維持・更新します。広域交通網の利便性も踏まえた都市設計により、大都市圏にはない本市ならではの魅力を感じられる、安心で快適な住環境の創出を目指します。

主要 施策	1 未来を見据えた持続可能な土地利用の推進
	2 快適で活力ある市街地と拠点機能の整備
	3 円滑な生活と交流を支える道路交通基盤の充実
	4 利便性の高い公共交通の実現
	5 豊かさで安心を感じる快適な住環境づくり
	6 暮らしを支える安全で持続可能な上・下水道の推進

(7) 多様性を尊重する市民が主役のまちづくり

まちづくりの主役は市民であり、市民と行政が多様な情報や想いを共有し、主体的にまちづくりに参画できる仕組みづくりが重要です。市民が自ら地域のことを考え行動できるよう、地域コミュニティの担い手育成や活動拠点の確保を通じて、参加と協働のまちづくりを推進します。

さらに、誰もが互いの違いを尊重し、個性や能力を発揮できる多様性社会の実現を目指すとともに、多様な主体と連携し、ワーク・ライフ・バランスのとれた豊かな暮らしに向けた啓発に努めます。

主要施策

- 1 市民の力でまちを動かす、参加と協働の推進
- 2 誰もが活躍できる多様性社会の実現

(8) 未来を見据え、市民のために進化する行財政運営

厳しい状況下においても、高度化・多様化する市民ニーズに的確に応えるため、積極的な情報発信により市政の透明性を高めるとともに、AIをはじめとしたデジタル技術の活用や適正な人員配置、職員のスキル向上、組織のスリム化による業務の効率化を進めます。また、周辺自治体との連携など広域的な視点での課題解決を図りつつ、緊急度・重要度を踏まえた「選択と集中」や適切な財源確保を推進し、健全な財政基盤を構築します。単なるコスト削減にとどまらず、多様な主体が本市に希望を持ち、夢を描けるような持続可能で戦略的な行財政運営を実現します。

主要施策

- 1 透明性と効率性を高める行政機構の推進
- 2 持続可能な未来を築く健全で戦略的な財政運営